

西宮市省エネ・創エネ設備導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和58年3月31日西宮市規則第81号)に基づき、省エネ・創エネ設備(太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電池)を設置する者に対し、予算の範囲内において西宮市省エネ・創エネ設備導入促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、地球温暖化対策及びエネルギー施策を推進し、「持続可能なまち・にしのみや」の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象機器 補助の対象となる機器は別表1のとおりとし、未使用のものに限る。
- (2) 対象住宅 共同住宅以外の住宅(店舗、事務所等と併用されているものを含む。)のうち、長期優良住宅又は低炭素建築物の認定を受けているものに限る。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は別表2のとおりとする。

2 前項の補助金の交付対象者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 対象機器の設置又は導入が平成30年4月1日から平成31年3月29日の間であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は別表3のとおりとし、複数の対象機器を導入した場合は、当該対象機器の補助金の額の合計とする。

(制限)

第5条 補助金の交付は年1回限りとする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、西宮市省エネ・創エネ設備導入促進補助金交付申請書(様式第1号)に別表4の書類、その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、予算の範囲内において、前項の申請の受付を先着順で行う。ただし、予算の範囲を超えた日の申請については、当該日の残予算の範囲内で、抽選により受け付ける。また、残予算の範囲が補助金額に満たない場合は、その額で交付するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、西宮市省エネ・創エネ設備導入促進補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。また、交付しない旨の決定をしたときは西宮市省エネ・創エネ設備導入促進補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けたものは、速やかに西宮市省エネ・創エネ設備導入促進補助金交付請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求があったときは、その内容を精査し、補助金を交付するものとする。

(手続きの代行)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請等の手続きの代行を、第三者に依頼することができる。

2 補助金の交付申請に係る手続きの代行を行う者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

(管理)

第10条 補助金の交付を受けた者は法定耐用年数の期間中、補助対象機器を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、天変地異その他補助金の交付を受けた者の責めに帰することのできない理由により対象機器が損傷又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金を受けたとき
- (2) 関係法令に違反したとき
- (3) その他市長が補助の決定の取り消しの必要を認めたとき

(協力事項)

第13条 市は補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて補助対象機器に関するデータの提供や市が実施する温暖化対策及びエネルギー施策に協力を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

付則 1 この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条、第11条、第12条及び第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表1(第2条関係)

太陽光発電システム	① 建築物の屋根等に設置し、太陽電池を用いて太陽の光を電力に変換するもの(電力会社の電力系統と連系しているもの。)
	② 受給最大電力が5.0kW以上であるもの。
家庭用燃料電池システム(以下、エネファーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)から家庭用燃料電池システム導入支援事業の対象機器として指定を受けたもの。
定置用リチウムイオン蓄電池	① 太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成されるもの。
	② 蓄電池について電力会社の電力系統と連系しているもの。
	③ 蓄電容量の合計が1kWh以上であるもの。

別表2(第3条関係)

太陽光発電システム	西宮市内(以下「市内」)の対象住宅(店舗、事務所等と併用されているものを含む)に、太陽光発電システムを設置した個人、又は設置された対象住宅を購入した個人であり、余剰電力の売買契約を締結しているもの。電気事業者と余剰売電の電力受給契約を締結していること。
エネファーム	家庭用燃料電池システム導入支援事業の補助を受けて、市内の対象住宅(店舗、事務所等と併用されているものを含む)に対象機器を設置した個人、または設置された対象住宅を購入した個人であること。
定置用リチウムイオン蓄電池	市内の対象住宅(店舗、事務所等と併用されているものを含む)に対象機器を設置した個人、または設置された対象住宅を購入した個人であり、電気事業者と電力受給契約を締結していること。

別表3(第4条関係)

太陽光発電システム	一律100,000円とする。
エネファーム	一律100,000円とする。
定置用リチウムイオン蓄電池	一律150,000円とする。

別表4(第6条関係)

共通の事項	本表に掲げる契約等に関する書類についてインターネット等を介した契約行為を行っている場合は、当該内容をウェブブラウザ機能により印刷したものをもって必要添付書類に替えることができるものとする。
長期優良住宅または低炭素建築物 (建築計画の変更等を行っている場合) (認定計画実施者の地位を承継した場合)	① 長期優良住宅建築等計画の認定通知書又は低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し ② ①の書類および変更認定通知書の写し ③ ①の書類および承継の承認通知書の写し
太陽光発電システム	① 対象機器の設置場所における設置後の状態を示す写真(機器全体が写ったもの及び型式に関する表示が読めるもの) ② 対象機器の導入に係る工事請負契約書の写し又は対象機器が設置された住宅の売買契約書の写し ③ 領収書台紙兼販売証明書 ④ 対象機器の出力対比表 ⑤ 電力受給契約申込書兼系統連系申込書の写し ⑥ 電力受給契約書の写し
エネファーム	① 対象機器の設置場所における設置後の状態を示す写真(機器全体が写ったもの及び型式に関する表示が読めるもの) ② 国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)へ提出した補助事業完了報告書(兼取得財産等明細表)の写し ③ 国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)民生用燃料電池導入支援補助金の額の確定通知書の写し ④ 国(一般社団法人燃料電池普及促進協会)取得財産等管理台帳の写し

定置用リチウムイオン蓄電池	<ol style="list-style-type: none">① 対象機器の設置場所における設置後の状態を示す写真(機器全体が写ったもの及び型式に関する表示が読めるもの)② 対象機器の導入に係る工事請負契約書の写し又は対象機器が設置された住宅の売買契約書の写し③ 領収書台紙兼販売証明書④ 電力受給契約申込書兼系統連系申込書の写し⑤ 電力受給契約書の写し
---------------	--